

平成20年3月25日

平成19年度高知県債における見積合わせの実施について

平成19年度高知県債に係る銀行等引受資金の一部について、下記のとおり見積合わせによる借入（発行）を行います。

記

1. 借入（発行）条件等

(1) 借入（発行）予定日

平成20年4月30日（水）

(2) 条 件

予 定 額	50億円
契 約 形 態	証書借入又は証券発行
償 還 期 間	20年（3年）
据 置 期 限	H23.3.25
償 還 期 限	H40.3.25
償 還 方 法	半年賦元金均等償還（半期毎2.94%） 償還期限に残額を償還
元利償還日	毎年3/25、9/25
利 率	固定金利
用 途	臨時財政対策債
そ の 他	証書形式の場合の債権譲渡は可能

（注）

- ・この見積合わせでは、基本的に最も低いレートを提示した金融機関（以下「予定金融機関」といいます。）に融資（引受）をお願いすることになりますが、提案された条件によっては契約を締結しないことがあります。
- ・別途手数料を必要とする場合は、その詳細を見積書に記載してください。
- ・債権譲渡する場合は、高知県への事前協議が必要です。なお、債権譲渡後も元利金の支払い先の変更は行わないものとします。
- ・元利償還金等の海外送金には一切応じません。

- ・元利償還日が金融機関休業日に当たる場合には、前金融機関営業日を債務の履行日とします。
- ・償還期間欄の()内は、据置期間(内数)です。
- ・具体的な償還年月日は別添「償還予定表」を参照してください。

2. 見積書提出期限

見積書提出期限までに、FAX又はメールで別紙見積書を提出してください。期限後に届いたものは無効とします。なお、見積書を提出するとともに、確認の電話をお願いします。

基準金利の形式で提案された場合は、実行金利を4月21日(月)以降にあらためて決定するものとします。なお、条件決定日は予定金融機関と協議して定めるものとし、定められた日の午前11時現在の利率を用いて算定を行うものとします。

提出期限 平成20年4月16日(水)午前10時00分

(注)

- ・平成20年4月14日(月)までに、基準金利の考え方、計算方法等の資料を事前に提出してください。
- ・証券形式での参加を希望し、発行代理人及び支払代理人の登録が必要な場合には、平成20年4月9日(水)までに届け出てください。なお、この届け出により見積書の提出を義務付けるものではありません。

3. 結果通知

予定金融機関には、4月16日(水)の16時までに電話かメールにてご連絡いたします。なお、事務の円滑化を図るため、契約書等の案を同日に提出願います。事情により結果の連絡が遅れる場合には、その旨あらかじめご連絡いたします。

4. 参加資格

見積合わせでは、次のうちいずれかを満たす金融機関が参加できるものとします。

- (1)高知県内に本店又は支店のある銀行、証券会社、信用金庫、信用組合、農業協同組合
- (2)国債の入札資格のある金融機関
- (3)日本国の地方公共団体への融資又は地方債証券の引き受け実績のある金融機関

(注)

・上記(3)に該当する場合は、融資等の実績が確認できる書類を、見積書提出期限の前日までに提出してください。

5. 借入（発行）条件の提示方法

借入（発行）条件の提示方法は次のとおりとします。

(1) 「提示利率」欄への記載

利率決定条件を、基準金利＋スプレッドの形で記入願います。なお、別添「見積書記載例」の基準金利は参考例であり、この内容に限定をしているものではありません。

また、「参考利率」欄には上記利率決定条件とした場合の参考利率決定日時時点での利率を記入願います。

参考利率決定日時

平成20年4月14日（月）東京時間午前11時00分

6. 留意事項

提示利率の同じ金融機関が複数あった場合には、当該金融機関のみによる見積合わせを再度行います。

なお、再度見積合わせの結果利率が同じ金融機関が複数あった場合は、後日改めて当該金融機関のみによる見積合わせを行います。

7. その他

以上の内容については、見積合わせ実施までに一部変更することもありますので、ご留意下さい。

(連絡、照会先)

高知県総務部財政課 うしもと 丑本 (3月31日まで)

杉村 (4月1日より)

電話：088-823-9342 (直通)

FAX：088-823-9768

E-mail：mitsutaka_sugimura@ken2.pref.kochi.jp